

議提第1号

北本市議会基本条例の制定について

会議規則第14条の規定により、北本市議会基本条例を次のとおり提出する。

平成22年 3月17日 提出

提出者	北本市議会議員	伊藤堅治
提出者	北本市議会議員	串田英夫
提出者	北本市議会議員	桂祐司
提出者	北本市議会議員	岸昭二
提出者	北本市議会議員	島野和夫
提出者	北本市議会議員	福島忠夫
提出者	北本市議会議員	黒澤健一
提出者	北本市議会議員	阪井栄見子
提出者	北本市議会議員	加藤勝明
提出者	北本市議会議員	横山功

北本市議会議長 高橋節子様

北本市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の責務（第3条・第4条）

第3章 議会の活動（第5条—第11条）

第4章 議員の活動及び会派（第12条・第13条）

第5章 市民の議会参画（第14条—第18条）

第6章 市長等との関係（第19条—第22条）

第7章 政務調査費（第23条）

第8章 政治倫理（第24条）

第9章 議会事務局等（第25条・第26条）

第10章 補則（第27条・第28条）

附則

北本市議会は、市民の多様かつ広範な意見を把握し、市の意思や政策に適切に反映させていく使命を担っている。

議会は、二元代表制のもと、市長その他の執行機関に対して緊張ある関係にあり、その自主と自立の実現が不可欠である。

真の分権社会を実現し、市民を取り巻く多くの課題を解決するためには、それらに的確に対応できる自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた地方の政府に近づけることが求められている。

よって、北本市議会は、市の意思を決定する機関として、日本国憲法、地方自治法及び北本市自治基本条例に基づき、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化し、市民福祉の向上と市の発展を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、北本市議会（以下「議会」という。）及び北本市議会議員（以下「議員」という。）の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割、市長その他の執行機関（以下「市長

等」という。)との関係等を明らかにするとともに、議会及び議員に関する基本的事項を定め、議会の使命を果たすことにより、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 議会は、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、情報の公開を図るとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 議会の本来の機能である調査、政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- (4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

第2章 議会及び議員の責務

(議会の責務)

第3条 議会は、市民の意志を把握し、市民福祉の向上と市の発展のための適切な選択をし、及び議論を積極的に公開することに努めなければならない。

(議員の責務)

第4条 議員は、地域の課題のみならず、市民の意向を把握し、広い視野から情報収集を行い、議会活動を通じて市民全体の利益を勘案し、市民の負託にこたえるものとする。

第3章 議会の活動

(議会の活動)

第5条 議会は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 市政に関する課題に的確かつ迅速に対応するため、市長等の事務を監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (2) 議決機関として活発な議論を通じ、市民の意見の聴取を行い、政策の決定を図ること。

- (3) 内外の社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、調査機能の向上に努め、市民の視点に立った政策を形成すること。
- (4) 議会の権能を発揮するため、本会議、委員会その他の会議において、積極的に議員間の議論を行うこと。
- (5) 議会への理解と信頼の向上のため、議会運営の透明性を確保するとともに、議会の諸活動を市民に公表すること。

(議長及び副議長)

第6条 議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において議会運営を行わなければならない。

- 2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

(本会議)

第7条 議会の意思は、議場に参集したすべての議員による定例会又は臨時会の会議(以下「本会議」という。)でこれを決定する。

(委員会)

第8条 常任委員会は、市政に関する課題及び市の事務に関する調査並びに付託された事件の審査を自主的かつ自立的に行い、専門性の見地から調査及び審査を行うこと。

- 2 議会運営委員会は、所管する事項の調査又は審査に当たっては、適正かつ効率的な議会運営の実現に資するよう努めること。

- 3 特別委員会は、特定の事件について審査する機関としての見地から、効率的な審査を行うこと。

- 4 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、市民の意見を把握するため、公聴会及び参考人の制度を活用することができる。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員長は、調査又は審査を行う委員会の特性を発揮させるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合に準用する。

(その他の会議)

第10条 議会に、議会の運営に関し協議又は調整を行うための会議を置くことができる。

(学識経験者等の活用)

第11条 議会は、市政の課題に関する調査のため、必要があると認めるとき議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

第4章 議員の活動及び会派

(議員の活動)

第12条 議員は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 市民の意見と市政に関する課題を把握し、政策の決定及び形成に適切に反映させること。
- (2) 市民福祉の向上と市の発展に資するため、研修及び調査研究を積極的に進めること。
- (3) 市の政策の効果を適切に評価し、その公表に努めること。
- (4) 議会における政策の決定について、市民に公表すること。

(会派)

第13条 議員は、政策の決定及び形成に資するため、その理念を共有する議員の集団として会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言に関し、会派内で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第5章 市民の議会参画

(市民の参画の確保)

第14条 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

(広聴)

第15条 議会は、市政に関する課題に対する市民の意見を把握し、これを政策の適否の判断に当たっての基礎とするため、広聴の充実に努めなければならない。

(傍聴等)

第16条 本会議及び委員会は、市民が市政に参画することができるよう、傍聴、インターネットの利用その他の方法で公開しなければならない。ただし、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があると認め

るときは、この限りでない。

(広報)

第17条 議会は、市民が議会における情報を入手することができるよう、広報紙の発行、インターネットの利用その他の方法により広報の充実に努めなければならない。

(議会活動に関する資料の公開)

第18条 議会は、北本市情報公開条例（平成3年条例第41号）に基づき、議会活動に関する資料を公開し、会議録については、市民が閲覧できるようにしなければならない。

第6章 市長等との関係

(市長等との関係)

第19条 議会は、市長等の事務の適正な執行を確保するため、厳正な監視及び調査を行う。

(資料の提出その他の協力)

第20条 議会は、市の政策及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長その他の関係する者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 議会は、自ら行う政策の決定及び形成に資するため、市長等に対し、資料の提出、意見の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議決事件の拡大)

第21条 議会は、市民の負託にこたえる市政運営を実現し、市民福祉の向上と市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討するものとする。

(議会の監査機能の充実)

第22条 議会は、執行機関に対する検査権、監査請求権や調査権等を有しているが、今後さらにこれらの権能を活用していくものとする。

第7章 政務調査費

第23条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、その使途の公正性及び透明性を確保するものとする。

第8章 政治倫理

第24条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議員は、その発言等に関して、他人の名誉毀損をしてはならない。

第9章 議会事務局等

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化と電子化に努めるものとする。

第10章 補則

(他の条例等との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨との整合を図るものとする。

(議会の在り方の検討)

第28条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。